

事業主 各位
ご担当者 各位

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 小寺 明

平成 28 年度 健康保険料についてのお知らせ
(特定保険料率・標準報酬月額・標準賞与額上限改正)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて平成 28 年度の健康・介護保険料率ですが、2 月 19 日の組合会においてご審議いただき、平成 27 年度の料率を据え置き、健康保険料率 9.6%・介護保険料率 1.4%と決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

なお、次の事項が改定されますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

【1.特定保険料率の改定】(平成 28 年 3 月～)

健康保険料の内、高齢者医療制度の納付金に要する保険料(率)が前期高齢者納付金の減少により、前年比 0.64P 低下し、**3.39%に改定**されます。

【2.標準報酬月額の上限を引上げ】(平成 28 年 4 月～)

これまでの「1 等級～47 等級」の 47 等級のうえに 3 等級追加し、「**1 等級～50 等級**」に改定されます。

| 等級 | 標準報酬月額 | 報酬月額 円以上～円未満 |
|----|----------|-----------------------|
| 47 | 1,210 千円 | 1,175,000 ～ 1,235,000 |
| 48 | 1,270 千円 | 1,235,000 ～ 1,295,000 |
| 49 | 1,330 千円 | 1,295,000 ～ 1,355,000 |
| 50 | 1,390 千円 | 1,355,000 ～ |

【3.標準賞与額の上限額の引上げ】(平成 28 年 4 月～)

年度内の標準賞与額の累計額の上限が 540 万円から 573 万円に引き上げられます。

敬具